渋谷区コミュニティスポーツ・レクリエーション協会

規　約（案）

第1章　総　則

（名称）
第1条　本会は、「渋谷区コミュニティスポーツ・レクリエーション協会」（略称 コミ・レク）という。
（事務所）
第2条　本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）
第3条　本会は、区民に対して、軽スポーツを中心として地域コミュニティスポーツの振興に関する事業を行い、スポーツ・レクリエーションの日常化を推進していくことを目的とする。
（事業）
第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）コミュニティスポーツに関する普及振興事業
（2）コミュニティスポーツに関する指導者の養成
（3）コミュニティスポーツグループの組織育成
（4）コミュニティスポーツに関する広報及び啓発
（5）コミュニティスポーツに関する調査研究
（6）その他、目的達成に必要な事業

第3章　会　員

（会員の資格）
第5条　（1）会員は正会員と賛助会員とする。
（2）会員はコミュニティスポーツ・レクリエーションに理解があり、その振興に熱意あるものとする。
（入会）
第6条　本会に入会を希望する者は、所定の申込書と会費を添えて理事長に提出し、承認を受けなければならい。
（会員の資格の喪失）
第7条　会員は、次の各号の一（ひとつ）に該当する場合には、その資格を喪失する。
（1）退会届を提出したとき。
（2）本人が死亡したとき。
（3）会費を2年以上滞納したとき。
第8条　会員は、任意に退会することができる。

第4章　役　員

（役員の種別及び定数）
第9条　本会に、次の理事・監事を置く。
（1）理事（会長　1名・副会長　若干名・理事長1名・副理事長　若干名・担当部長　各1名）
（2）監事　2名
（選任）
第10条　1．本会の理事及び監事は、総会の承認を得なければならない。
2．名誉会長、相談役、顧問を若干名置くことができる。
（理事の職務）
第11条　1．会長は、本会の業務を総理し、この会を代表する。
2．副会長は、会長に事故あるとき、予め会長が指名した順序によりその職務を代理し、またはその職務を行う。
3．理事長は、本会会務遂行の責務を負い、事務、事業の具体的推進を図る。
4．副理事長は、理事長に事故あるとき、その職務を代理し、またはその職務を行う。
5．理事は、理事会を構成し、この規約に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
（監事の職務）
第12条　本会の監事は、次の各号に規定する職務を行う。
（1）会の経理の状況を監査すること。
（2）理事の業務執行の状況を監査すこと。
（3）不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
（役員の任期）
第13条　本会の理事・監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
但し、役職は3期までとする。

第5章　会　議

（会議）
第14条　本会の会議は、総会・執行部会・理事会・運営委員会・部会とする。
（総会の構成）
第15条　本会の総会は、会員をもって構成する。
（総会の招集）
第16条　1．本会の通常総会は、年1回会長が招集する。
2．臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
3．総会の招集は、少なくとも15日以前に、その会議の付議すべき事項は・日時・場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
（総会の議長）
第17条　総会の議長は、理事長があたり、事故あるときは副理事長の互選による。
（総会の議決事項）
第18条　本会の総会は、規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（1）事業報告及び収支決算についての事項。
（2）事業計画及び収支予算についての事項。
（3）その他、本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。
（総会の定足数及び議決）
第19条　本会の総会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
（理事会・執行部会・運営委員会・部会の招集）
第20条　1．本会の理事会は、理事長が招集する。
2．執行部会・運営委員会は、理事長が招集する。
3．部会は、部長が招集する。

第6章　会　計

（経費の構成）
第21条　本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入による。
（会費）
第22条　1．本会の会費は、年額1，000円とする。
2．既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
（会計年度）
第23条　本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。
（収支予算）
第24条　本会の事業計画に伴う収支予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を経なければならない。
（収支決算）
第25条　本会の収支決算は、事業報告及び決算書を、監事の監査を得て、総会の承認を経なければならない。

第7章　規約の変更

（規約の変更）
第26条　本会の規約変更は、総会の承認を得なければならない。
（細則）
第27条　この規約の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附　則

この規約は、渋谷区コミュニティスポーツ・レクリエーション協会設立の日（平成15年5月27日）から施行する。

平成15年5月27日

（改　正　　平成29年4月16日）